

和泉市教育大綱



令和4年3月

はじめに

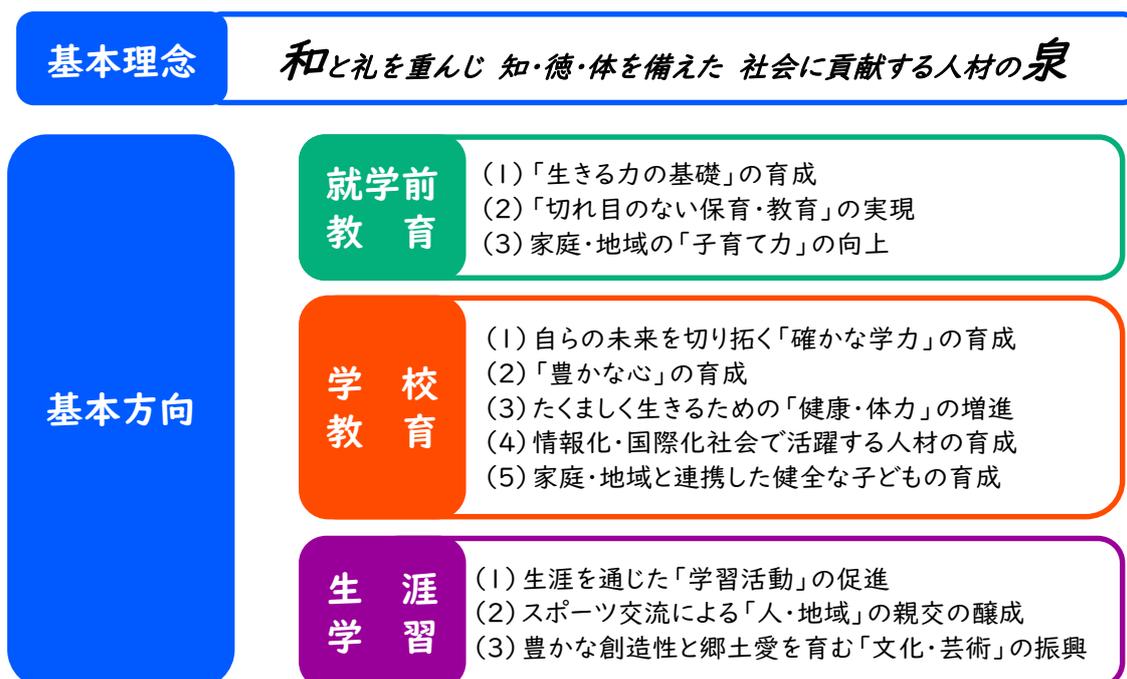
教育大綱について

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、和泉市の教育・学術・文化振興に関する「基本理念」と「基本方向」を示した「和泉市教育大綱」を平成27年11月に策定しました。
- 策定からこの間、「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」の制定や新学習指導要領のスタート、ICTの急速な進展など、本市の教育を取り巻く環境は大きく変化しました。このたび、教育大綱の期間を概ね5年とする国からの通知を踏まえ、普遍的な目標を示す「基本理念」は維持しつつ、施策の方向性を示す「基本方向」を改訂しました。

教育大綱と関連計画との関係

- 和泉市におけるまちづくりの最上位計画である「和泉市総合計画」との整合を図ります。
- 教育大綱の「基本理念」と「基本方向」を踏まえた施策をとりまとめた「和泉市教育振興基本計画」を策定します。

教育大綱の体系



教育大綱

第1章 基本理念

和と礼を重んじ

知・徳・体を備えた

社会に貢献する人材の**泉**

- 和泉市は、お互いの「生命・人格・人権」を尊重し、「多様性」を認め合い、感謝の心を持って、自分の個性を伸ばすことができる人を育成します。
- 和泉市は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」を備えた、社会に貢献できる人材を『輩出し続けるまち』をめざします。
- 和泉市は、生涯にわたり学び続けられる環境を整えるとともに、教育と福祉の連携を重視し、誰一人取り残さない教育を実現します。

第2章 基本方向

1. 就学前教育の基本方向

(1) 「生きる力の基礎」の育成

- ◆ 健やかな成長を促すためのさまざまな活動を通して好奇心や探究心を養い、学習の芽生えを育みます。
- ◆ 発達段階に即した指導を行い、社会生活における望ましい習慣や態度を養います。
- ◆ 集団生活の中で、友だちや先生との交流を通して人と関わる力を養うとともに、身近な人への愛情や信頼感を深めます。

(2) 「切れ目のない保育・教育」の実現

- ◆ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流・連携を図り、相互に保育・教育内容の理解を深めます。
- ◆ 就学前教育を終了した子どもたちが、安心して小学校に就学できる環境を整えます。
- ◆ 子どもの障がいや発達状況に配慮した支援の充実を図り、すべての子どもたちが地域で生き生きと成長できる環境を整えます。

(3) 家庭・地域の「子育て力」の向上

- ◆ 子育ての孤立化や不安の解消を図るため、子育て家庭のサポート体制を充実します。
- ◆ 親が自信を持って子育てできるよう、発達段階に応じた家庭教育について学習する機会を提供します。
- ◆ 家庭・地域・事業者と連携し、子どもを社会総がかりで育てる環境を整えます。

2. 学校教育の基本方向

(1) 自らの未来を切り拓く「確かな学力」の育成

- ◆ 基礎学力の確かな定着を図るとともに、社会の変化に対応した新たな教育に取り組み、豊かな知識や技能を身につけた児童生徒を育みます。
- ◆ 「思考力・判断力・表現力」を身につけ、主体的に判断・行動し、問題解決に導くことができる資質と能力を備えた児童生徒を育みます。
- ◆ 教職員の資質と能力の向上を図るとともに、教職員が誇りとやりがいを持って働くことができる環境を整え、児童生徒一人ひとりの学び意欲と個性を引き出す「わかる授業づくり」を推進します。

(2) 「豊かな心」の育成

- ◆ お互いの「生命・人格・人権」を尊重するとともに、一人ひとりの価値観や性別、国籍、障がいなどの「多様性」を認め合い、人を思いやることができる、人間性豊かな児童生徒を育みます。
- ◆ 「いずみあいさつ運動」をはじめ、地域で子どもたちを温かく見守る人々との交流を促進することにより、規範意識と豊かな情操を培います。
- ◆ いじめの未然防止や早期発見に向けて、必要な措置を講じるとともに、児童生徒が抱える課題の多様化に対応し、誰もが安心して過ごせる学校づくりを推進します。

(3) たくましく生きるための「健康・体力」の増進

- ◆ 成長の基礎となる健康と体力を身につけるため、児童生徒の運動習慣の定着に向けた取組みを推進します。
- ◆ 児童生徒がたくましく生きるための心身両面の健全な発達を育む取組みを推進します。
- ◆ 自校調理による安全で栄養バランスの良い学校給食を提供し、家庭・地域と連携した食育を推進するとともに、食への理解を深め、心身の健康増進に努めます。

(4) 情報化・国際化社会で活躍する人材の育成

- ◆ 我が国の伝統と文化への理解を深めるとともに、郷土和泉を誇りに思い、愛する心を育みます。
- ◆ 世界の人々と協働するための英語力とコミュニケーション能力を高めるなど、国際社会に貢献する人材を育みます。
- ◆ 社会の情報化に対応した資質と能力を育成するため、デジタル機器を積極的に活用した教育に取り組みます。

(5) 家庭・地域と連携した健全な子どもの育成

- ◆ 家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣や社会的マナーを身につけ、自ら進んで家庭で学習する児童生徒を育みます。
- ◆ 社会総がかりで子どもを育む環境を整え、地域とともに歩む学校づくりを推進します。

3. 生涯学習の基本方向

(1) 生涯を通じた「学習活動」の促進

- ◆ 市民一人ひとりが、生涯にわたり生きがいを持って豊かな人生を歩むことができるよう、必要なときに必要な学びを提供できる学習環境を整えます。
- ◆ 学習の成果を生かして活躍することができる場の提供に努めるとともに、地域に貢献する人材の育成と、さまざまな交流やコミュニティの創出に取り組みます。

(2) スポーツ交流による「人・地域」の親交の醸成

- ◆ 誰もが身近な場所でスポーツに親しみ、生きがいや健康を育むことができる環境を整えます。
- ◆ スポーツを通じて地域の仲間たちと親交を深めることができる仕組みづくりに取り組みます。

(3) 豊かな創造性と郷土愛を育む「文化・芸術」の振興

- ◆ 市民生活を心豊かで、潤いあるものとするため、市民の創造性豊かな文化・芸術活動を支援します。
- ◆ 地域の歴史資源や文化資源の保全に努めるとともに、これら資源に触れ合う機会を創出することにより、本市の豊かな歴史・文化への親しみを深め、市民としての誇りと郷土愛を育みます。